

## 「パートナーシップ構築宣言」

信金中央金庫（以下「信金中金」と略称します。）は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

- ・企業間の連携

信金中金は、グループ会社と連携して全国の信用金庫が持つ地域社会のネットワークと、自らが持つ国内外に広がる外部機関とのネットワークを有機的に統合させる“ハブ”としての機能を発揮し、信用金庫とともに、販路拡大や事業承継・M&Aの支援など信用金庫取引先の課題解決に取り組んでまいります。

- ・IT 実装支援

信金中金は、中小企業の業務効率化・生産性向上を目的として法人ポータルサービスを提供しているほか、外部専門機関と連携した中小企業のIT導入支援を行っています。

今後も、信用金庫および信用金庫取引先のDXを加速させるための施策を積極的に推進してまいります。

- ・グリーン化の取組み

信金中金は、信用金庫業界において、環境問題の解決に一体となって取り組むため、2022年4月から、業界独自のグリーン戦略である「しんきんグリーンプロジェクト」をスタートしています。

今後も、同プロジェクトの3つの柱である、地域のグリーン化にかかる取組みへの資金供給（ファイナンス）、地方公共団体・中小企業の脱炭素化に向けたソリューションの提供（コンサルティング）および地域における環境負荷低減に向けた取組みの促進（エコロカル）に積極的に取り組んでまいります。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

2026年1月6日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

信金中央金庫  
企 業 名

理事長 柴田 弘之  
役職・氏名（代表権を有する者）